

## 第6章 被災後の公的支援と保険

ここ数十年大規模災害が多く、それにより多くの人が被災されています。

被災された方たちが一日も早く日常生活を取り戻すためには、様々な人々との協働や支援制度の活用を図ることが必要です。

ここでは、日常生活再建としての大きな要素である自宅再建の手段 ①公的支援 ②保険の補償 をとりあげたいと思います。



### 6-1 自宅再建へ

わが国では、自然災害により被害を受けた場合、生活再建は自力で行うのが基本とされています。故に自宅再建全てを公的支援ではまかなえず、被災者自らの資金・保険が必要です。

公的支援には災害救助法・被災者生活再建支援制度等の給付金と災害援護資金・住宅金融支援機構等の貸付制度等あります。

この表以外の支援制度については第4章の別表の「災害に対応した住宅確保の時系列フロー」を参照して下さい

図6-1 自宅の被災時に受けられる主な公的支援（日経新聞）

種類	名称	窓口	内容
給付	被災者生活再建支援制度	市区町村	被害と再建方法に応じて最大300万円
	応急修理制度		半壊・大規模半壊した住宅の日常生活に必要な部分の修理に58万4000円まで
融資	災害援護資金	住宅金融支援機構	負債したり住宅、家財に被害を受けた人を対象に最大350万円。返済10年以内、利率は年3%（当初3年は無利子）
	災害復興住宅融資		住宅の建設や購入、補修費として最大1170万～3570万円。返済は20～35年以内、金利は年0.37%（特例部分除く）
その他	自然災害債務整理ガイドライン	金融機関	無料で弁護士などの支援が受けられ、住宅ローンの減免が受けられる可能性

注：災害直後の支援のための法律「災害救助法」の応急修理制度を利用すると被災者生活再建支援制度は利用できません。・・・災害救助法に関しては第5章を参照してください

### 6-2 公的支援「被災者生活再建支援制度」

被災者生活再建支援制度は、被災者に支援金を給付する制度で、1996年に阪神淡路大震災をきっかけに制定された法律です。

その後1999年に制度が拡充（都道府県からの資金拠出による居住安定支援制度が加算）され、さらに2007年までに制度の不備を何度か補完し現在があります。

• **被災者生活再建支援制度の概要**（詳細は別表「被災者生活支援再建制度」を参照）

自然災害により住宅が大規模な被害を受けてしまった状況になった時に支給される制度で、最高 300 万円の支援金が給付される仕組みです。

支援金は 2 段階で、壊れ具合に応じた基礎支援金と再建方法に応じた加算支援金があります。

• **支援対象は下記のいずれかの世帯です。**

（全壊被害が 10 世帯以上の地域等種々の条件があります）

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住宅が「全壊」した世帯</li> <li>• 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</li> <li>• 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</li> <li>• 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</li> </ul>
---

• **被災者生活再建支援制度の支給金額**

支給金額は下記の 2 つの支援金の合計になります

世帯人数が一人の場合は各該当金額の 3/4 になります

表 6-1 被災者生活再建支援金

表基礎支援金		その他	
支給金額	住宅の被害程度		解体（半壊も含む） ・長期避難に それぞれ 100 万円
	全壊等	大規模半壊	
支給金額	100 万円	50 万円	
加算支援金			
支給金額	住宅再建方法		
	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給金額	200 万円	100 万円	50 万円
半壊の場合は災害救助法による支援がある 一部損壊の場合は支援金は基本的には無い、ただ特例とし支援金が支給される場合がある			

これらの公的な支援は、被災者の自宅再建の一部の支援するにとどまるもので、公的な支援だけで災害で失った住宅を再建したり、家財を新たに揃えることはできません。したがって、火災保険（地震保険を含む）等の自助努力が必要となります。

• **支援金の支給申請**

基礎支援金は罹災証明書、住民票が必要で申請期間は災害発生日から 13 ヶ月以内

加算支援金は住宅購入、賃貸の契約書が必要で災害発生日から 37 ヶ月以内

注：被災者の受給条件が多々ありますので、再建工事、補修を行う前に

支給申請窓口にご相談・確認を行う事が大切です。

注：相談窓口は 6-1-4 の項目を参照してください

## 6-2-1 被害認定調査

被災された建物を再建もしくは修理を行う為の支援金を受給するには、まず市町村による被害認定調査が行われ、その調査に基づき**罹災証明書**が発行されます。**罹災証明書**は市町村が災害対策基本法に基づき建物の被害状況を確認した事実を証明する書類で、各種支援等の基となる大事なものです。

被害認定は内閣府の「**災害に係わる住家の被害認定基準運用指針**」を基に調査を行います。内容は

- ① 地震・水害・風害による区分、
- ② 住家の構造（木造・プレハブと非木造）による区分
- ③ 外観による判定・傾斜による判定・部位による判定

水害の場合は**浸水による判定**・風害の場合は**屋根等の損傷による判定**等に分かれて細かく規定されています。

被害認定は被災直後でなく、時間が経過して行われる事があります。住むために片付け・補修を行い被害状況が分からなく事がありますので、証拠となる様に**片付け前の状況写真を撮っておく事**をお薦めいたします

\*調査は信頼性を高めるために2名で行い、うち一人は建築技術の知識を持つのが望ましいとされています。

注：家屋被害認定士とは、都道府県市町村が導入している制度で被害調査の迅速化統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術をえ即時に被害調査に従事できる人

表6-2 被害調査適用範囲

災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷 ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流失などによる地盤被害による損傷
風害	・風圧力が作用することによる住家の損傷 ・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 ・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

### ・地震被害査定

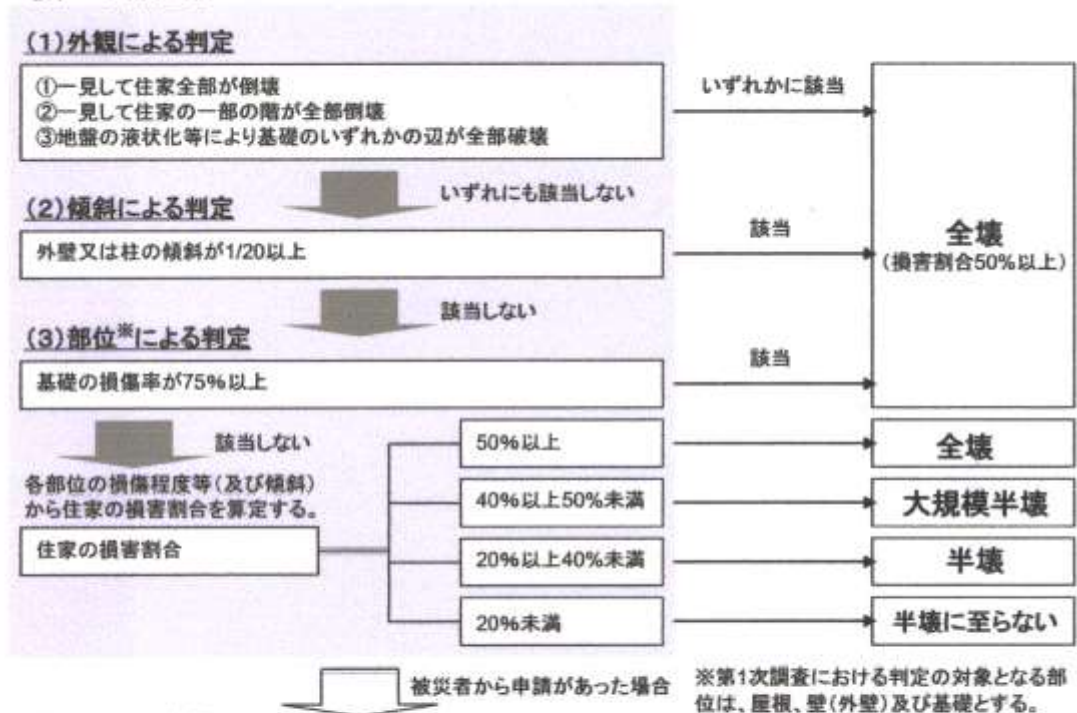
査定は外観目視の第1次調査が行われ、その後被災者から申請があった場合に外観目視調査および内部立ち入りを行う第2次調査が行われ、被害判定がされます。その後、被災者からの不服申し立てがあった場合再調査が行われることもあります。

- ・参考として地震被害認定フロー（水災・風災も同じ様なフローがあります）

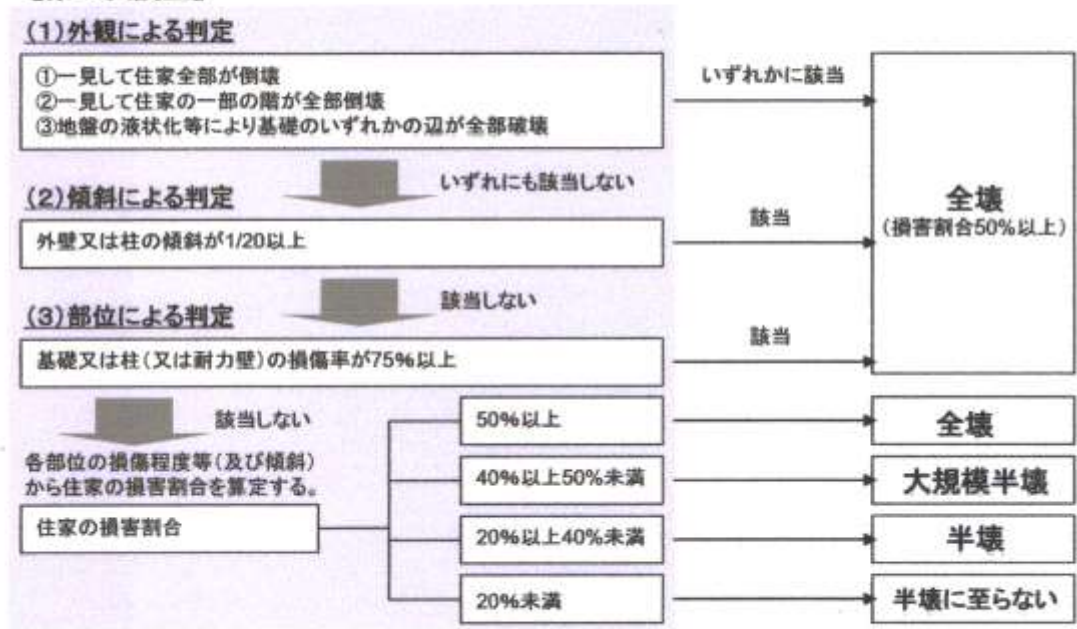
図6-2

<被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）>

【第1次調査】



【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合  
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

参考として部位の損傷基準の構成比は

表6-3 木造・プレハブ住家の部位構成比

部 位 名 称	構 成 比
屋根	15%
柱（又は耐力壁）	15%
柱（階段を含む）	10%
外壁	10%
内壁	15%
天井	5%
建具	10%
基礎	10%
設備	10%

参考として風害調査箇所の主な損傷

- ・瓦等屋根葺材のずれ、破損、落下、不陸、はがれ、小屋組の破損
- ・浸水によるスレート等屋根葺材の汚損、浮き、ずれ
- ・浸水による屋根断熱材・屋根防水材の機能損失
- ・浸水による下地材の損傷
- ・飛来物による衝突、突き刺さり、貫通痕

表6-4 風害の部位調査例 屋根等の損傷（構成比15%）

程度	損傷の例示	損傷程度
I	・棟瓦の一部がずれ、破損が生じている	10%
II	・棟瓦のずれ、破損が、落下が著しいが破損は少ない ・一部のスレートにひび割れが生じている 等以下省略	25%
III	・棟瓦が全面にずれ、破損あるいは落下している ・棟瓦以外の瓦もずれが激しい 等以下省略	50%
IV	・屋根に若干の不陸が見られる ・小屋組の一部に破損が見られる 等以下省略	75%
V	・屋根に著しい不陸が見られる・小屋組の損傷が激しく、葺材の大部分が損傷を受けている等以下省略	100%

各部位の損害割合の合計が住家の損害割合になります。

- ・損壊が甚だしくて住めない状態でも、補修により再使用可能なものは半壊とされています。
- ・地盤に被害を受けても、地盤そのものの被害は住宅の被害認定に反映されません、地盤被害の影響による住宅の基礎等の損傷又は機能損失については、住宅の被害認定に反映されます。

## 6-2-2 被害認定

自然災害により被災された建物は災害対策基本法に基づき、市町村が住家に係わる被害認定を行い、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊に分別されます。そして被害認定の結果として罹災証明書が発行され、被災者生活再建支援金や義援金の受給、災害援護資金等の公私の融資、公租公課の免税、公共料金の減免、災害救助法に基づく住宅の応急修理等のサービスを受けられます。

表6-5 損壊認定基準（罹災証明書区分）注：災害救助法にも適用されます

損壊基準判定	全壊	半壊		一部損壊（半壊に至らない）
		大規模半壊	半壊	
①住家の損壊、消失、流失した部分の床面積の延面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満	20%未満
②住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	20%未満

基準の詳細は内閣府の「災害に係わる住家の被害認定基準運用指針」を参照

①と②で被害が異なる場合はどちらか重い方の被害に認定されます

図6-3 参考：浸水被害認定と支援金 東京新聞 HP

浸水の深さ	被害認定区分	被災者生活再建支援法による支援金
床上1.8m以上	全壊	最大300万円
床上1m以上 1.8m未満	大規模半壊	最大250万円
床上1m未満	半壊	原則対象外
床下浸水	一部損壊	対象外

● 水流やがれきの衝撃で、外壁などに一定以上の損傷がある場合  
● 罹災証明書発行の2次調査で住宅の損傷程度などから認定区分が変わる可能性がある

### Column：家屋補修、なお課題（日経2019.6.18より抜粋）

大阪府北部地震では59000棟を超える住宅が被害をうけたが、99%は倒壊を免れた「一部損壊」でした。「一部損壊」は被災者生活再建支援制度の対象外のため、多額の費用負担や業者不足を背景に家屋の補修が終わらない在宅被災者となっています。

（東京新聞2019.10.24より抜粋）台風19号の浸水住宅の大半が支援法の対象外  
浸水が比較的浅い「床上浸水」が9割超え

### 6-2-3 都道府県独自の被災者生活再建支援制度

全国の都道府県には被災者への独自の支援制度があります（33道府県で東京都・大阪府等14都道府県には有りません）

ただし、各道府県により支援対象の規模内容が異なりますので市町村の窓口での確認が必要です。

表6-6 参考：表の一部

	支援法との併給	名称	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度と支給金額					財務負担割合 (都道府県と市町村)
				全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水	
北海道	○	北海道自然災害に伴う住家被害見舞金	全壊又は半壊が1所帯でも発生した災害	20	—	—	10	—	
岩手県	○	被災者生活・・・	東日本大震災・・・	100	100	—	—	—	

表の一部抜粋

千葉県

- ・千葉県災害見舞金は支援法との併用可  
対象は5棟以上の住家が全壊・全焼・流失した災害で対象とする  
支給額は10万円
- ・千葉県被災者生活再建支援事業との併用は不可  
対象は原則として市町村域をまたいで発生した同一災害による住宅被害の合計が支援法の運用要件となる規模の場合において、支援法の適用がない市町村の被災世帯  
支給金額は全壊300万円・解体300万円・大規模半壊250万円

### 6-2-4 公的支援の手続き（相談窓口）・・・被災者個人対象

被災された方達が公的支援を受ける時にどこに相談して良いのか分からない場合が有りますので、被災者個人に関すると思われる内容を内閣府 HP 災害時・被災者支援業務の手引き（案）から抜粋します。税・健康保険・教育・インフラ関係等は内閣府のHPを検索してください。

**自宅再建で主に市町村が実施・担当窓口となる支援制度**

例として

被害調査等 応急危険度判定（地震）

被災宅地危険度判定（地震）

り災証明書等（住宅、事業所、自動車 等）

災害復興住宅に関する認定書の発行（住宅金融公庫融資用） 等

### 6-3 私的保険の活用

損害保険は各種災害を対象とする保険で損保と共済がありますが、本欄では**損保の地震保険**を主にとりあげます。

地震被害の公的支援については6-1に記してありますが、自宅再建には私的な地震保険に加入しておくことが重要です。

地震保険は火災保険に付帯して入る保険で、現在全世帯の約23%位が加入しており、東日本大震災後急激に契約数が増えています。加入割合は都道府県により異なり、割合の多いのは愛知県・宮城県・東京都等で30%を超え、少ないのが沖縄県・長崎県・鳥取県等で約10%前後となっています。



#### 6-3-1 住まいの（火災）保険の補償内容

##### 1) 損害保険金

**火災**：家屋等が何かしらの原因で消失

**水災**：大雨による洪水など水を原因とする損害

**風災**：台風をはじめ、竜巻や暴風、突風といった風による災害

**落雷**：落雷による損害の補償。

**破裂・爆発**：破裂・爆発による損害の補償

**雹災（ひょうさい）・雪災（せつさい）**：雹や雪による被害の補償

**水濡れ**：漏水をはじめとした「水濡れ」による損害に対する補償。

**盗難**：盗難被害に対する補償

**建物外部からの物体の落下・飛来・衝突**

**破損等**：偶発な事故による破損・・・契約内容による

**労働争議等に伴う破壊行為等**

上記の項目を検討し契約時に確認し保険金を決めます。

また**補償対象として建物だけか家財も含めるか**の検討も必要です。

また、地震保険は上記とは別に加入しますが、

**地震保険は火災保険に加入している事が前提です。**

##### 地震保険の補償の基本事項

地震保険は官民一体の再保険制度で実質的には国が補償します。

地震による被害以外に**津波・噴火も補償**されます。

補償内容は建物の損壊・家財の損壊及び液状化による損壊も補償対象です。

**地震保険の補償費用は火災保険の半分です。**



## 2) 費用保険金

火災、水災、風災などによる損害が発生した場合に、生活を元に戻すためには建物や家財の修理・買い直し以外にも出費が発生することが考えられます。

その際の出費を補償してくれるのが費用保険金です。

費用保険金の内容は

**残存物片付け費用・損害原因調査費用・仮修理費用・修理付帯費用・損害拡大防止費用・請求権の保全、行政手続き費用・失火見舞費用・水道 管凍結修理費用・地震火災費用**

等があります。なお契約会社、契約内容によっては、費用保険金が支払われないことがあるので注意してください。

## 3) 保険会社には上記以外の特約があります

主なものは**個人賠償責任補償特約・借家人賠償責任補償特約・建物管理賠償責任補償特約・臨時費用補償特約・類焼損害補償特約・携行品特約** 等ですが

その他にも**商品、建物付属機械**に関する特約等も有るので資料等で検討する必要があります

\*特約の場合、既に他の保険で同様の契約をしている事が有りますので補償内容を確認する必要があります

### 6-3-2 地震保険料

地震による補償は、大規模な地震により巨額な損害が生じる場合など、保険会社のみでは補償しきれない場合もあり得るため、政府が再保険をする仕組みになっています。民間企業である保険会社が販売する一般的な保険には、付加保険料率の中に利潤が織り込まれています。しかし、地震保険は政府と保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であることから利潤を織り込んでいません。

設定されている保険料は損害保険料算出機構による基準を保険各社が使用しており、建物の構造・地震発生リスクなどは地域により異なります。

\*保険料はその建物の構造（木造、鉄筋コンクリート、鉄骨等）と所在地で異なります（所在地は1～4等地あり、危険度が高いと保険料は高く設置されています。ちなみに愛知県・静岡県・東京都・神奈川県は高く設定されています。）

### 6-3-3 地震保険の保険金をお支払いする場合（建物）

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象に生じた損害が「全損」「大半損」「小半損」「一部損」に該当する場合に保険金をお支払いします。

\*用語としては公的には全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊

\*損害基準は「地震保険損害認定基準」によります。

\*支払われる損害保険金には「新価」と「時価」と二つの算出方法があります。  
 新価とは保険の対象物を新しく買い直したり、もとの状態に戻したりするのに必要となる金額です。たいして時価とは新価から、経年劣化によって価値が低くなった分を差し引いた金額をさします。

表6-7 地震による被害に対する建物の場合の補償

損害程度	主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額と焼失、流失の面積による	損害の割合	保険金額の支払い
全損	・その建物の時価損害額の割合	50%以上	保険金額に相当する金額 ただし、保険金額限度
	・焼失もしくは流失した部分の床面積がその建物の延床面積の割合	70%以上	
大半損	・その建物の時価損害額の割合	40%~50%	保険金額に相当する金額の60%,ただし、保険金額限度額の60%
	・焼失もしくは流失した部分の床面積がその建物の延床面積の割合	50%~70%	
小半損	・その建物の時価損害額の割合	20%~40%	保険金額に相当する金額の30% ただし、保険金額限度額の30%
	・焼失もしくは流失した部分の床面積がその建物の延床面積の割合	20%~50%	
一部損	・その建物の時価損害額の割合 ・焼失もしくは流失した部分の床面積がその建物の延床面積の割合 ・建物が床上浸水もしくは地盤面 45cm を超える浸水を受け、建物の損害が全損、大半損、小半損に至らない場合	3%~20%	保険金額に相当する金額の5% ただし、保険金額限度額の5%

- \* 門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は補償されません。
- \* 損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。
- \* 損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時にさかのぼって終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
- \* 損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が11兆3,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減されることがあります（平成29年10月現在）。
- \* 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

### 6-3-4 液状化による損壊

一般的な地震被害とは別に地震による地盤の液状化による建物の損壊も保険の対象になります  
補償内容は建物の傾きと沈下量により異なります。  
また、損壊の基準は一般的な地震損壊の異なり、全損・半壊・一部損の3段階となっています。



表6-8 液状化による被害に対する補償

損害の程度	地震等を原因とする地盤液状化による損害		保険金の支払い
	傾斜	最大沈下量	
全損	1.7/100 (約1°) を超える場合	30cmを超える場合	保険金額に相当する金額 ただし、保険金額限度
半損	0.9/100 (約0.5°) を超え、 1.7/100 (約1°) 以下の場合	15cmを超え、 30cm以下の場合	保険金額に相当する金額の50% ただし、保険金額限度
一部損	0.4/100 (約0.2°) を超え 0.9/100 (約0.5°) 以下の場合	10cmを超え、 15cm以下の場合	保険金額に相当する金額の5% ただし、保険金額限度

\* 「地震等」を原因とする地盤液状化以外による損害には適用されません

\* 主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1、(1) 建物部位の被害程度に着目した損害認定基準」での損害認定も行い、「損害程度」の高い方を採用します。

なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

\* 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害について、傾斜・最大沈下量のいずれか高い方の「損害の程度」を採用します。

### 6-3-5 地震保険の保険金をお支払いする場合（家財）

#### 補償の対象範囲

- ① 畳、建具、その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト、等の設備のうち建物に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚、その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- ④ 保険証券記載の建物の共用部分に収容されている物



\* 地震保険では補償の対象外の物がありますので、契約時に保険会社と相談する事をお勧め致します。特に高額貴金属類等。

表6-9 「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の基準

	認定基準	保険金の支払い基準
全損	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の80%以上となった場合	保険価額の限度
大半損	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の60%以上80%未満となった場合	保険価額の60%
小半損	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の30%以上60%未満となった場合	保険価額の30%
一部損	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の10%以上30%未満となった場合	保険価額の5%

### 6-3-6 「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定と査定について

被害認定は地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人「日本損保協会」が制定した「地震保険損害認定基準」に従って認定人が行います。（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります）

「地震保険損害認定基準」の抜粋として

#### 1 建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法

##### 1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準

①木造建物 在来軸組工法は「軸組、基礎、屋根、外壁」

枠組壁工法は「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して肥大程度を調査し、工法毎の損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し認定を行います。

より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

②非木造建物 建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：鉄骨造）から沈下・傾斜の損害割合を求めます。

沈下・傾斜が無い場合や沈下・傾斜の割合が50%に達しない場合には、構造毎に定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表から部分被害損害割合をもとめます。沈下・傾斜と部分的被害の損害割合を合算し損害認定を行います。

上記以外に建物には

##### 2) 津波による損害の認定基準

##### 3) 地震等を原因とする地盤液状化による認定基準 等が有ります。

#### 2 家財の損害程度の認定方法

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（食器類・電気器具類・家具類・身回り品その他・寝具衣類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家具全体の損害割合を算出し損害認定を行います。

### 6-3-7 被災後の対応

#### 1) 保険会社による現場調査

保険会社に連絡後、申請された内容が適切か調べるため保険会社から派遣された専門の損害鑑定人によって現地調査が行われます。

損害鑑定人は現場調査の結果を、保険会社へ提出します。

#### 2) 保険金支払いの決定

保険会社は現地調査の結果を受けて、保険金支払いの審査を行います。

この審査によって認められれば、保険金が支払われることになります。

#### 3) 修理などの実施

建物の修理は、申請した金額の保険金が受け取れるとは限らないので保険金を受け取ってからか、保険会社の了承をお勧めいたします。

修理をしたあとに、思ったような保険金が受け取れずに困った事態になるのを防ぐためです。

### 6-3-8 地震保険以外の水災と風災の保険について

#### 1) 水災保険

火災保険の水災補償では、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水による災害が原因で、建物や家財が所定の損害を受けた場合に補償が受けられます

表6-10 一般的な火災保険の水災で補償される災害の種類と補償範囲




災害の種類	補償範囲
洪水 	台風、暴風雨などにより河川の水量が急激に増加して発生した洪水や、融雪による洪水での被害を補償。ゲリラ豪雨などにより排水が追い付かず床上浸水となった被害も含む
高潮 	台風や発達した低気圧などにより海水面が普段より著しく上昇することにより、防波堤などを超えて海水が流れ込み、浸水被害に遭った場合に補償
土砂崩れ 	大雨や集中豪雨などにより、山の斜面や崖などの土砂が崩れ落ちる被害を補償。川底の土砂や泥が一気に流される土石流も含む


表6-11 一般的な支払要件と損害保険金の支払金額

支払要件	再調達価額（※）の30%以上の損害を受けた場合 床上浸水または地盤面から45cmを超えて浸水した場合
損害保険金の支払金額	損害保険金（保険金額が上限）＝損害額－免責金額

\*再調達価額：保険の目的（建物や家財）と同等のものを新しく建築したり購入したりする際に必要となる金額。再調達価額の名称は、保険会社によって「再取得価額」や「新価」、「保険価額」など呼び名が異なることがあります。

## 2) 風災保険

表6-12 「火災保険の風災」で補償されるもの

保険の対象	主な対象物
 建物	戸建て、マンション・扉や窓などの建具・門、塀、垣 物置、車庫(※1)・庭木。畳や床 ボルト・ナット・ネジなどで固定されている電気、ガス、冷暖房設備 (※2) 物干、敷石など固定されていない屋外設備
家具	家具・家電製品・衣類 自転車、総排気量が125cc以下の原動機付自転車

\*1：建物の基本補償に含まれるのは延床面積66㎡未満のもの

\*2：自身が所有する戸建てやマンションにおいては、エアコンなどの冷暖房設備や電気、ガス、通信設備など建物に取り付けられているものは建物として取り扱われる。ただし、賃貸物件で自身が所有している設備は家財として取り扱われる

注：保険会社によって「主な対象物」が異なる場合があります

### 参考-1 共済の地震保険

・共済とは：「お互いに助け合う」ということで、アクシデントに備え、お金（掛金）を出し合って準備をしておき、アクシデントが発生した際、その損害を皆で出し合っていたお金で補償し合うという仕組みです。

4大共済とは 県民共済・CO-PO 共済・JA 共済・全労災 です。

・四つ共済でもそれぞれ地震保険の内容が異なりますので加入時に良く確認することが大事です

・損保の運営母体は国が主導している民間企業であり、共済の運営母体は一定の条件の下、認められた非営利団体になります。

・共済の地震保険に加入するメリットは、共済掛金が安いことです。

・損保と水災や風災といった自然災害に対する補償の金額も異なります。

## 参考-2 法律問題（自宅再建問題）

災害により、考えていなかった諸問題が起きる可能性があります

例として、地震により、隣家の屋根瓦が落ち、自宅の駐車場にとめてあった車に傷がつきました車の修理費用を請求することができますか？等

これらの問題を自分で解決するのは難しいので、都道府県市町村の関係部署か、専門の法律事務所に相談する事をお薦めいたします。

### Column：私見 この欄を担当して思うこと

- ① 災害に対する我が国の政策は**災害が起きないようにする**、このことが優先事項で税金も個人の支援に比べ多く使われています。故に個人としては「**生活再建は自力で行うこと**」として**対策を考えなければならない**と思います
- ② **損壊基準の内容**については、実際に生活が出来るかどうか**が基準の中でどのように考慮されているのか検討が必要だ**と思います（例：一部損壊の屋根の雨漏り等）
- ③ 実際の被害では、生活するための**応急処置のスピード**が要求されますが、被害数が多いのでその対応方法の検討が必要だと思います。  
（特に自力で応急処置が出来ない高齢者）

参考資料：内閣府 HP・東京海上日動 HP・三井住友海上 HP・日本弁護士連合会 HP  
SBI 損保の HP・LIMIA の HP・図解よくわかる 地震保険（吉田 實・古市昌義永井隆昭）・  
Q&A 被災者生活再建支援法（津久井 進）・キロクマ写真（著作権フリー）・日本経済新聞・  
価格 COM・その他 HP

◆被災者生活再建支援制度

2019.03.26 O.A.O.

- 制度の趣旨  
●制度の対象となる自然災害  
●制度の対象となる被災世帯
- 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けたものに対し都道府県が互助扶助の観点から拠出した基金を被災者生活再建支援金を支給  
①災害救助法施行令に該当の被害発生した市町村、都道府県の人口規模別(市町村7段階、都道府県4段)に、②10世帯以上の住宅全壊被害が発生

●制度の対象となる被災世帯

全壊、解体、長期避難、大規模半壊住宅、半壊住宅、(註)一部損壊は対象外

要件	被害状況	地震に因る	津波に因る	豪雨による土砂崩れ、浸水に因る	地震液状化に因る	支援算 (基礎支援金) + (加算支援金)の合 算	備考
住宅	全壊	地震に因る ・損害割合50%以上 ・木造・プレfab住宅が倒れたり 地盤の亀裂が家の直下を横断 ・屋根と壁、基礎の損害割合の合 計50%以上	流失	流失・埋没、 床上1.8m以上浸水	家の1階床上1mまで地盤の 陥り込み ・傾斜が1°を超える場合 ・沈下が30cmを超える場合	基礎：100万円 加算：建設・購入 200万円	建物の地震保険金額の全 額(ただし、時価が限度)
	大規模半壊	住宅が半壊し、大規模な補修を しなければ居住出来ない世帯 ・屋根・壁・基礎の損害割合の合 計が全体の40%以上50%未満	床上1m以上1.8m未満	床上1m以上1.8m未満	家の傾きが高さ60cmに対して 1cm以上 ・傾きが0.5°を超え、1°以下の場合 ・沈下が15cmを超え、30cm以下の場 合	基礎：50万円 加算：補修100万円	
	半壊	・屋根・壁・基礎の損害割合の合 計が全体の20%以上40%未満	床上1m未満	同左	家の傾きが高さ100cmに対して 1cm以上	・対象外 ・自治体委託業者 の行う応急修理制 度	対象外 建物の地震保険金額の50% (ただし、時価の50%が限度)
	一部損壊	・屋根・壁・基礎の損害割合の合 計が全体の20%未満	・屋根・壁・基礎損害 割合の合計が全体の 20%以上40%未満	同左	・傾きが0.2°を超え、0.5°以下の場 合 ・沈下が10cmを超え、15cm以下の場 合	・対象外	対象外 建物の地震保険金額の5% (ただし、時価の5%が限度)
	解体	住宅が半壊以上で、または住宅の 敷地に被害が生じ、やむを得ず解 体した場合	床上1m以上浸水し 同左	同左		基礎：100万円	
	長期避難	災害による危険な状態が継続し、 居住不能な状態が長期継続して いる世帯	同左	同左		基礎：100万円	
罹災証明		・火災・風水害・地震等で被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明する書類。市町村自治体が現地調査を行い発行。 ・全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・全焼・半焼・床上浸水・床下浸水・流出などの区分で被害の程度を認定する。					
応急危険度判定		被災者にその家が危険なのかどうかを知らせるためのもので、三色の張り紙を家に貼る作業を市町村が行うことで被災者に危険度を告知。 ・三色の紙は、危険＝赤色、要注意＝黄色、調査済＝緑色で安全性を評価して、調査対象となった建物に貼る。					
災害救助法に基づく住宅の応急修理 支援金		・住宅が半壊し、自ら修理する資力がない世帯に対し、被災を受けた住宅での日常生活上必要最小限度の部分(台所、便所、風呂等)の応急修理 修理 ・修理費限度額：52万円 ・住宅の被害程度に応じて支給(基礎支援金) ・住宅の被害程度に応じて支給再建方法に応じて支給(加算支援金)					